

氏名(本籍)	はなわ 埴	たけ 武	お 郎	(北海道)
学位の種類	博士(経済学)			
学位記番号	博甲第3317号			
学位授与年月日	平成16年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	社会科学研究科			
学位論文題目	現代アメリカ高等教育財政の研究			
主査	筑波大学教授	博士(経済学)	河野 惟 隆	
副査	筑波大学教授	博士(経済学)	小 畑 二 郎	
副査	筑波大学助教授	経済学修士	山 根 誠一郎	
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	山 本 眞 一	
副査	京都大学教授	教育学博士	江 原 武 一	

論文の内容の要旨

本論文の構成は、以下の通りである。

はじめに

序章 本研究の課題と方法論的諸問題 1. 課題と分析視点(本研究の課題と構成/分析視点) 2. 問題意識と意義(根本的な問題意識/本研究の意義) 3. 先行研究の紹介・検討(先行研究の業績と検討/先行研究としての「高等教育論」/本研究の見取図) 4. アメリカ財政の概観(連邦財政巨大化とその法的根拠/連邦・州・地方政府間財政関係の構造変化/連邦政府支出の構造変化/1980年代以後の展開/小括)

第1章 アメリカ高等教育財政の基本構造 -規模と財源, 政府と学生- はじめに 1. 高等教育の規模拡大(高校修了者と大学進学者/大学在籍者数の増加/大学在籍者の年齢別構成/大学タイプ別にみた規模的拡大の構造/学位授与数の増加) 2. 高等教育の財政的拡大(高等教育費の推移/学生1人当たりの高等教育費の推移/授業料の推移/大学の財源構造・支出構造/州立大学の財源構造の多様性/州立大学における教職員給与とその変化) 3. 州政府と州立大学の財政関係(州立大学の法的地位/layman制度(理事会制度)とその形骸化・政治化/「高等教育ガバナンス」論/高等教育予算の制度的概要) 4. 連邦政府と州立大学との財政関係(連邦政府の高等教育への積極的支援/連邦教育費の推移と配分構造) むすび

第2章 連邦政府の研究開発費と科学技術政策 はじめに 1. 戦後アメリカ研究開発費の配分構造(研究開発費の源泉・配分構造とその変化/連邦研究開発費の比重増大/連邦研究開発費の省庁別配分構造とその変化/[基礎],[応用],[研究]開発費の源泉構造/「裁量的経費」としての研究開発費/連邦研究開発費配分の内部変化・展開/連邦研究開発費の大学への配分構造/連邦財政資金の「垂れ流し」問題) 2. 研究開発費の国際比較 3. 連邦政府の科学技術政策とその動向(高等教育政策の「転換期」/「ヴァネヴァー・レポート」の意義と影響力/70年代「低成長の時代」と科学技術政策/1980年「バイ・ドール法」と国家財政の「特許化」/CollegiabilityとEntrepreneurialism/小括) 4. 補論的考察:連邦政府の高等教育関与の歴史(1862年「モリル法」制定と“Land Grant Colleges”設置運動/なぜ「連邦法」として成立したか/なぜ「宗教教育」を排除したか/公教育制度と国家形成) むすび

第3章 アメリカ奨学金制度の財政分析 はじめに 1. 総論(高い奨学金受給率/受給資格の二面性/家

庭所得と授業料との関係) 2. 連邦政府の奨学金制度(連邦奨学金の全体像/連邦奨学金の受給状況) 3. 州政府の奨学金制度(州奨学金制度の性格・位置付け/州奨学金の受給状況/州奨学金の競争的構造) 4. 大学独自の奨学金制度(大学独自奨学金制度の基本構造/大学独自奨学金制度の競争的構造/奨学金制度のバウチャー機能と大学財政) むすび

第4章 事例分析 - 1990年代オレゴン州財政の構造変動と高等教育 - はじめに 1. オレゴン州財政の構造分析(オレゴン州・地方財政の概観分析/地方財産税と初等中等教育財政) 2. オレゴン州高等教育財政の変貌(オレゴン大学の組織構造/オレゴン大学の財源構造の分析/授業料とその変化) 3. オレゴン大学の連邦研究開発費と大学財政インパクト(オレゴン大学の研究開発費の源泉/オレゴン大学の研究開発費の学内配分/研究開発費の支出構造/近年のオレゴン大学の財政運営と「大学独自奨学金」) むすび

第5章 補論: アメリカ初等中等教育財政の現状分析 はじめに 1. 問題の所在(背景/通説とその批判的検討/「公共政策」としての教育改革) 2. 初等中等教育財政の組織と財政(組織機構/財政構造: 初等中等教育費の負担構造, 州政府・学区の政府間財政関係, 学区長主導の「学区財政」) 3. シカゴ市学区の事例分析(シカゴ市学区の概要/シカゴ市学区の組織構造/学区長の責任・役割/政治的アクターとしての学区長) むすび

終章 総括と今後の課題 1. 総括(連邦補助金包括化と政府関与間接化/連邦主導の財政構造転換と地域主義/経常費補助の「最低保障」化と授業料の「裏負担」化/「連邦・州政府間財政関係論」の今後の可能性) 2. 今後の研究課題(州立大学の「財政的自立」をめぐる実証的基礎/“reauthorization”/教育機会の不均等化)

引用・参考文献一覧/添付資料(オレゴン大学の連邦研究開発費受託リスト)

第1章では、現代(戦後)アメリカ高等教育財政の基本構造を概観し、規模の拡大(学生数の増加)を実現したのは州立大学部門であり、それを財政面(財政資金の補助と規制)で支えたのは州政府(設置管理者)、連邦政府、そして学生の3者であったことを確認した。また、州政府と州立大学との財政関係を、州立大学の法的地位(組織的な自律性)や州高等教育ガバナンスの観点から分析した。その結果、第一に、1970年代前半期の時点で州立大学部門での増大する学生数(規模的拡大)を支える財政支援が今日の水準に既に達していたこと、第二に、80年代以後の州財政悪化にも関わらず、州立大学の主たる経常支出費目となる人件費(経常支出)が削減されなかったこと、そして第三に、連邦政府に教育省が設置・発足(1980年)されて以後、連邦政府の高等教育費(奨学事業費)が拡充され、連邦と州の二者による財政支援体制が確立されたこと、が明らかになった。

第2章では、戦後連邦政府の研究開発費や科学技術政策が高等教育財政に与えた影響を考察した。連邦政府は、80年代以後、基礎研究費を中心に大学への配分を高めた。また1980年「バイ・ドール法」の制定が象徴するように、連邦主導の科学技術政策の基本方針は、70年代ニクソン政権の「新連邦主義」(new federalism)に基礎をおき、民間資金を州財政に採り込む新しい財政構造を浸透・定着させるものであった。分析の結果、第一に、連邦主導の科学技術政策の州財政への浸透により、州立大学が必要とする教育費と研究費との財政的分離が明確となったこと、第二に、戦後の研究開発費の主要な配分先が民間企業から大学へとシフトし、州立大学部門でも民間企業からの資金調達(授業料収入も含む)が積極化したこと、そして第三に、「バイ・ドール法」の制定は民間資金導入政策を州立大学(州レベル)での財政運営にも定着化させたこと、を指摘できる。

第3章では、今日アメリカにおける現行奨学金制度を財政的な視点から分析し、そこから高等教育財政の構造的特徴を導出した。現在アメリカの主要奨学事業者は、連邦政府、州政府そして大学の3者が存在しており、なかでも支給額の規模・多様性の面で連邦政府がアメリカ最大の事業者となっている。第二の奨学事業者は個々の大学であり、大学独自奨学金の支出が、大学経費として支出されており、80年代以後において学生一人当たりの大学総経費が上昇し教育経費が横バイするなかで増大したことが実証できた。第三の

奨学事業者である州政府は、90年代以後、競争重視の配分政策を積極的に実施し、経常費補助（機関補助）縮小化を背景に奨学事業（個人補助）重視の財政支援形態を強化している。アメリカ奨学金制度は単なる平等主義（need-based）的な制度ではなく、競争的（merit-based）でもあるが、そのように言える財政的根拠は、個々の州立大学レベルでの奨学事業を通じた資源配分がサービスの受益者である学生の意欲や能力と連動させて分権的（競争的）に機能・定着しているからである。第4章では、1990年代以後のオレゴン州・地方財政の変貌に注目し、それが高等教育財政に及ぼす影響を与えたかをオレゴン大学を事例に解析した。オレゴン州の高等教育予算縮小化の原因は、“Measure 5”（地方資産税率制限化）が1990年に可決、州憲法化されたことにあった。それは各州立大学の授業料収入が、不足する財源を補完、安定化する財源と化す結果を生んだ。授業料の「裏負担」化が断行される中で、連邦政府の研究開発費が、州立大学の失われた経常費を補完する自主財源として再配分される財政システムが定着し、それが大学独自奨学金の財政機能を一層高めていることが論証できた。事例のオレゴン州では、この連邦資金の経常費補助化を制度的に認可、奨励していることに注目し、連邦財政が州立大学財政のインセンティブとなる高等教育の政府間財政関係が間接的でありながらも成立しており、これが高等教育に特殊な財政メカニズムである根拠であると主張する。

第5章では、補論として、学区を運営主体とする初等中等教育財政の現状をシカゴ市学区を事例に分析する。特に「学区財政」における学区長の責任や役割に注目し、教育行財政の運営の視点から実態を探った。シカゴ市学区では、一方で、住民公選により学区が州から組織的に分離されながらも、他方で、政策や財政の採択・運営面で学区長が学区教育委員会の権限を事実上、行使していることから各学区が地方資産税の独自課税権それ自体を行使できても、州や連邦から政策的に独立した存在とはならない、ことが指摘できた。要約すれば、学区教育委員会（住民自治）は政治的アクターとしての学区長の存在や影響力を背景に形骸化している、と言える。さらに、財政力のない学区ほど、学区教育委員会の自治権が州教育委員会の管理・監督の下で奪われている現実があり、かような上位政府への政策集権化は州知事や学区長を媒介にして連邦政府にも通じている、とも主張する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の功績は、現代のアメリカ高等教育の財政的構造とその特徴とを解明し、アメリカ高等教育研究に、財政学的な視点、特に「連邦・州政府間財政関係」という視点を導入したことである。また、アメリカ財政の諸研究では殆ど手付かずの状態にあった高等教育の分野を財政学的見地から全面的に議論し、従来の連邦・州政府間財政関係論に新たな分析枠組みが提供された。具体的な論点としては、次の3点を解明した。1) 70年代の連邦主導の「新連邦主義」が実施されて以後、州財政では著しく「政府関与の間接化」及び「民活主義」が叫ばれ、高等教育はそのいわば「モデル分野」となり、その政策基調は今日まで堅持されている。2) そうした70年代「新連邦主義」は、80年代以後の連邦主導の科学技術政策にも適用され、州レベルでの「地域主義」的な資金供給体制が一層浸透・機能した。3) 一連の連邦主導的な政府間財政関係再編が、州財政の高等教育費「最低保障」化と、これに伴う授業料収入の「裏負担」化とが共進する構造的特徴が定着し、また正当化された。

アメリカ高等教育史に関して一部細かい知識を欠落していること、統計解析の一部でデフレーターを考慮していないことがあるなどの欠点もあるが、新しい研究分野を切り開いた努力は高く評価してよいであろう。よって、著者は博士（経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。